

政令第二百三十八号

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第二項から第四項まで及び第百五条

第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「限る」を「限り、当該自動車に係る法第九十九条の三第一項の許可（同条第二項において準用する法第七十八条第三項の規定による許可の条件の付与及び変更並びに法第九十九条の三第七項の規定による許可の取消しを含む。）に伴い当該装置について付され、又は変更される条件に係るものを除く」に改める。

（道路運送車両法関係手数料令の一部改正）

第二条 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第二条第一項の表一の項下欄第一号中「九百円」を削り、同号に次のように加える。

イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円

ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円

第二条第一項の表一の項下欄第二号イ及びロを次のように改める。

イ 普通自動車 二千百円

ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千円

第二条第一項の表一の項下欄第二号に次のように加える。

ハ 大型特殊自動車 千七百円

ニ 二輪の小型自動車 千六百円

第二条第一項の表二の項下欄第一号中「九百円」を削り、同号に次のように加える。

イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円

ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円

第二条第一項の表二の項下欄第二号イ及びロを次のように改める。

イ 普通自動車 千八百円

ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 千七百元

第二条第一項の表二の項下欄第二号に次のように加える。

ハ 大型特殊自動車 千四百円

ニ 二輪の小型自動車 千三百円

第二条第一項の表三の項下欄各号を次のように改める。

一 普通自動車 二千円

二 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千円

三 大型特殊自動車 千七百元

四 二輪の小型自動車 千六百元

第二条第一項の表四の項下欄第一号中「九百元」を削り、同号に次のように加える。

イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百元

ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円

第二条第一項の表四の項下欄第二号イ及びロを次のように改める。

イ 普通自動車 二千百円

ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千円

第二条第一項の表四の項下欄第二号に次のように加える。

ハ 大型特殊自動車 千七百円

ニ 二輪の小型自動車 千六百円

第二条第二項の表三の項の次に次のように加える。

四 法第九十九条の三第一項の許可を申請する者	一件につき四万円	一件につき次に掲げる額の合計額 一 申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査に要する費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額 二 特定改造等自動車審査試験項目（特定改造等に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び
------------------------	----------	---

性能が保安基準に適合するかどうかを審査するための国土交通省令で定める試験の項目をいう。以下この号において同じ。）のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額（特定改造等自動車審査試験項目ごとに、その費用につき実費を勘案して国土交通省令で定める額をいう。）の合計額

第二条第二項の表備考中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同表備考に次の一号を加える。

三 申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車保安基準に適合することが明らかであることを示すものとして国土交通省令で定める書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する者については、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して、四の項下欄に定める額を減額することができる。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(国又は協会及び機構に納める手数料)

第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円(大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円)とする。

手数料を納付すべき者	金額
一 新規検査を申請する者	一 両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出(法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。)がある自動車 イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千百円

ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車
以外の自動車 千二百円（電子申請による
場合にあつては、千円）

二 登録識別情報（法第十六条第一項の申請）
法第十五条の二第五項の規定により申請があ
つたものとみなされる場合を含む。）に基づ
く一時抹消登録に係るものに限る。以下「一
時抹消登録識別情報」という。）の提供又は
自動車検査証返納証明書の提出とともに保安
基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項
の規定による申請書への記載をもつて提出に
代える場合を含む。）がある自動車並びに限
定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合

証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千百円

三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）

イ 検査対象軽自動車 千二百円

ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百

円

	<p>二 継続検査を申請する者</p>
<p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千円</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車</p> <p>イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による</p>

場合にあつては、千円)

二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 千百円

三 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がない自動車に限る。)

イ 検査対象軽自動車 千二百円

<p>四 予備検査を申請する者</p>	<p>三 構造等変更検査を申請する者</p>	
<p>一両につき次に掲げる金額</p>	<p>一 小型自動車 二千円</p> <p>二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>三 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千百円</p>	<p>口 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 千七百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p>

-
- 一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千百円
 - 二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）
 - イ 検査対象軽自動車 千二百円
 - ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円
 - 三 その他の自動車
 - イ 小型自動車 二千円
-

附 則

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年十一月二十三日）から施行する。ただし、第二条中道路運送車両法関係手数料令第一条第二項を削る改正規定、同令第二条第一項の表の改正規定及び同条を同令第三条とし、同令第一条の次に一条を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行する。

口 検査対象軽自動車 千四百円

八 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の

自動車 二千円

理由

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定改造等の許可の申請に係る手数料の額等を定めるほか、審査用技術情報管理事務に係る実費の変動に鑑み、自動車の新規検査等の申請に係る手数料の額を改める必要があるからである。